

瀬戸市告示第 1 0 7 号



瀬戸市議会 1 2 月定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

- 1 日 時 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 午前 1 0 時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 7 5 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について……………	1
第 7 6 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	4
第 7 7 号 議 案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	7
第 7 8 号 議 案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部改正について……………	2 1
第 7 9 号 議 案	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の 整備に関する条例の一部改正について……………	2 5
第 8 0 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	2 7
第 8 1 号 議 案	瀬戸市西陵地域交流センターに係る指定管理 者の指定について……………	3 0
第 8 2 号 議 案	瀬戸市品野台地域交流センターに係る指定管 理者の指定について……………	3 1
第 8 3 号 議 案	瀬戸市水野地域交流センターに係る指定管理 者の指定について……………	3 2
第 8 4 号 議 案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて……………	3 3
第 8 5 号 議 案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について……………	3 4
第 8 6 号 議 案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサ ービスセンターに限る。）に係る指定管理者 の指定について……………	3 7
第 8 7 号 議 案	瀬戸市高齢者生きがい活動施設に係る指定管 理者の指定について……………	3 8

第 8 8 号議案	瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について……………	3 9
第 8 9 号議案	瀬戸市自然児童遊園に係る指定管理者の指定について……………	4 0
第 9 0 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について……………	4 1
第 9 1 号議案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター等を除く。）に係る指定管理者の指定について……………	4 9
第 9 2 号議案	小中学校指導者用タブレット端末一式の買入れについて……………	5 0
第 9 3 号議案	パルティセと市民交流センター条例の一部改正について……………	5 1
第 9 4 号議案	尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る指定管理者の指定について……………	5 3
第 9 5 号議案	瀬戸市定光寺野外活動センターに係る指定管理者の指定について……………	5 4
第 9 6 号議案	瀬戸市都市公園に係る指定管理者の指定について……………	5 5
第 9 7 号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について……………	5 6
第 9 8 号議案	瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正について……………	6 2
第 9 9 号議案	瀬戸市河川管理条例の一部改正について……………	6 5
第 1 0 0 号議案	駐車場に係る指定管理者の指定について……………	6 7

第101号議案	瀬戸市火入れに関する条例の一部改正について……………	68
第102号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。） に係る指定管理者の指定について……………	70
第103号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。） に係る指定管理者の指定について……………	71
第104号議案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について…………	72
第105号議案	令和7年度瀬戸市一般会計補正予算（第5号）…	別冊
第106号議案	令和7年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）……………	別冊
第107号議案	令和7年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
第108号議案	令和7年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）……………	別冊
第109号議案	令和7年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第1号）……………	別冊
第110号議案	令和7年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2号）……………	別冊
第111号議案	令和7年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第3号）……………	別冊
同意第9号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
同意第10号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について……………	別途

諮問第3号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問第4号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報告第17号	専決処分の報告について……………	別紙

7 年市長提出第 7 5 号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 <省略>	第5条 <省略>
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和7年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、

令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（理 由）

この案を提出するのは、令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 7 6 号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 2. 5」と、 <u>「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 7. 5」とし、同条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</u>	(期末手当) 第 4 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 2. 5」とし、同条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 7 7 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 0</u> 」と、「 <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 2. 5</u> 」とする。 4 から 6 まで <省略> (勤勉手当)	(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 0</u> 」とする。 4 から 6 まで <省略> (勤勉手当)

第21条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで <省略>	第21条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで <省略>
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900	494, 100
7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000
8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500
9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	

46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			

86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						

	123		316, 200						
	124		316, 500						
	125		316, 800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900	円 374, 800	円 409, 200

第 2 条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u>」とする。 4 から 6 まで <省略> (勤勉手当) 第 2 1 条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職	(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。 4 から 6 まで <省略> (勤勉手当) 第 2 1 条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職

員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで <省略> 別表第3（第15条関係）			員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで <省略> 別表第3（第15条関係）		
手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
<省略>			<省略>		
緊急呼出手当	<省略>	<省略>	緊急呼出手当	<省略>	<省略>
災害応急作業等手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊に係る業務に従事したとき又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基	日額 1,080円（災害対策基本法に基づく立入禁止等の措			

本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に係る業務に従事したとき。	置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域において行う業務に従事した場合にあっては、2,160円)		
--	--	--	--

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和7年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 適用の日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（理 由）

この案を提出するのは、令和7年8月7日付けの人事院勧告の内容等を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定し、及び災害応急作業等手当を規定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表（別表第 1 のみ）

新										旧									
別表第 1（第 4 条関係）										別表第 1（第 4 条関係）									
職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>	<u>471,900</u>		1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>	<u>477,200</u>		2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>	<u>482,100</u>		3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>	<u>486,700</u>		4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>	<u>490,700</u>		5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>	<u>494,100</u>		6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>	<u>497,000</u>		7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>378,200</u>	<u>433,500</u>	<u>499,500</u>		8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>379,500</u>	<u>435,100</u>	<u>501,500</u>		9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>381,100</u>	<u>436,600</u>			10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>382,700</u>	<u>438,100</u>			11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>			12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>386,100</u>	<u>441,100</u>			13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>388,000</u>	<u>442,400</u>			14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>			15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>			16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>			17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>			18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>			19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
	20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>			20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
	21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>			21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
	22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>			22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
	23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>			23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	

24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>	
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>	
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>	
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>	
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>	
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>	
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>	
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>	
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>	
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>	
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>	
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>	
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>	
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>	
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>	
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>	
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>	
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>	
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>	
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>	
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>	
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>		
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>		
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>		
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>		
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>		
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>		
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>		
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>		

24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		

54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>		
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>		
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>		
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>		
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>		
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>		
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>		
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>		
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>		
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>		
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>		
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>		
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>		
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>		
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>		
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>		
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>		
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>		
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>		
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>		
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>			
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>			
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>			
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>			
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>			
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>			
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>			
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>			
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>			
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>			

54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			

84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>			
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>			
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>					
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>					
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>					
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>					
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>					
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>					
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>					
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>					
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>					
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					
110		<u>312,600</u>						
111		<u>313,000</u>						
112		<u>313,300</u>						
113		<u>313,500</u>						

84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>					
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>					
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>					
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>					
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>					
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>					
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>					
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>					
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>					
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>					
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>					
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>					
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>					
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>					
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>					
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>					
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>					
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>					
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>					
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>					
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>					
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>					
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
110		<u>304,200</u>						
111		<u>304,600</u>						
112		<u>304,900</u>						
113		<u>305,100</u>						

	114		<u>313,700</u>						
	115		<u>314,000</u>						
	116		<u>314,400</u>						
	117		<u>314,600</u>						
	118		<u>314,800</u>						
	119		<u>315,100</u>						
	120		<u>315,400</u>						
	121		<u>315,700</u>						
	122		<u>315,900</u>						
	123		<u>316,200</u>						
	124		<u>316,500</u>						
	125		<u>316,800</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 <u>200,300</u>	円 <u>227,800</u>	円 <u>269,500</u>	円 <u>290,100</u>	円 <u>305,700</u>	円 <u>331,900</u>	円 <u>374,800</u>	円 <u>409,200</u>

114		<u>305,300</u>							
115		<u>305,600</u>							
116		<u>306,000</u>							
117		<u>306,200</u>							
118		<u>306,400</u>							
119		<u>306,700</u>							
120		<u>307,000</u>							
121		<u>307,400</u>							
122		<u>307,600</u>							
123		<u>307,900</u>							
124		<u>308,200</u>							
125		<u>308,500</u>							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 <u>192,000</u>	円 <u>219,500</u>	円 <u>260,000</u>	円 <u>279,700</u>	円 <u>294,900</u>	円 <u>320,600</u>	円 <u>362,700</u>	円 <u>396,200</u>

7 年市長提出第 7 8 号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
(給与の特例) 第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>4 0 5, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 5 5, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>5 0 8, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 7 4, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 5 5, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 6 5, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 9 3, 0 0 0 円</u></td></tr> </table> 2 から 4 まで <省略> (給与条例の適用除外等) 第 6 条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項、第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項第 1 号の規定の適用につ	号給	給料月額	1	<u>4 0 5, 0 0 0 円</u>	2	<u>4 5 5, 0 0 0 円</u>	3	<u>5 0 8, 0 0 0 円</u>	4	<u>5 7 4, 0 0 0 円</u>	5	<u>6 5 5, 0 0 0 円</u>	6	<u>7 6 5, 0 0 0 円</u>	7	<u>8 9 3, 0 0 0 円</u>	(給与の特例) 第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>3 9 2, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 4 0, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>4 9 2, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 5 5, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 3 4, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 4 0, 0 0 0 円</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 6 4, 0 0 0 円</u></td></tr> </table> 2 から 4 まで <省略> (給与条例の適用除外等) 第 6 条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項、第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項第 1 号の規定の適用につ	号給	給料月額	1	<u>3 9 2, 0 0 0 円</u>	2	<u>4 4 0, 0 0 0 円</u>	3	<u>4 9 2, 0 0 0 円</u>	4	<u>5 5 5, 0 0 0 円</u>	5	<u>6 3 4, 0 0 0 円</u>	6	<u>7 4 0, 0 0 0 円</u>	7	<u>8 6 4, 0 0 0 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>4 0 5, 0 0 0 円</u>																																
2	<u>4 5 5, 0 0 0 円</u>																																
3	<u>5 0 8, 0 0 0 円</u>																																
4	<u>5 7 4, 0 0 0 円</u>																																
5	<u>6 5 5, 0 0 0 円</u>																																
6	<u>7 6 5, 0 0 0 円</u>																																
7	<u>8 9 3, 0 0 0 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>3 9 2, 0 0 0 円</u>																																
2	<u>4 4 0, 0 0 0 円</u>																																
3	<u>4 9 2, 0 0 0 円</u>																																
4	<u>5 5 5, 0 0 0 円</u>																																
5	<u>6 3 4, 0 0 0 円</u>																																
6	<u>7 4 0, 0 0 0 円</u>																																
7	<u>8 6 4, 0 0 0 円</u>																																

いては、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、<u>「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と</u>、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」と、<u>「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。</u>	いては、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。
---	---

第２条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第６条 ＜省略＞ ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給	(給与条例の適用除外等) 第６条 ＜省略＞ ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給

与条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」 と、給与条例第21条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」 とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第21条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。
--	--

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用の日（以下「適用日」という。）前に市長の定める号給を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において号給を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（理 由）

この案を提出するのは、令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給料月額等を改定するに当たり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 7 9 号議案

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年瀬戸市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第 1 5 条 <省略> 2 から 5 まで <省略> 6 新給与条例第 2 1 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第	附 則 (瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第 1 5 条 <省略> 2 から 5 まで <省略> 6 新給与条例第 2 1 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第

5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7及び8　＜省略＞	5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7及び8　＜省略＞
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 0 号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
種類		金額	種類		金額
<省略>			<省略>		
閲覧	固定資産 課税台帳 の閲覧手 数料	1 年度 1 所有者につき <u>3 0 0 円</u>	閲覧	土地閲覧 台帳の閲 覧手数料	1 筆につき <u>1 0 0 円</u>
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
	<省略>			<省略>	
<省略>			<省略>		
備考 <省略>			備考 <省略>		

第 2 条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額

<省略>				<省略>			
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の13第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（第4号）にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合	<省略>	<省略>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（第4号）にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合	<省略>	<省略>
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の16第2項の規	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（第4	<省略>	<省略>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の規定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（第4号	<省略>	<省略>

定により準用される同法第5条の1第1項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料	号にあっては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。) に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合			により準用される同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料	にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。) に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合		
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

この条例は、令和8年1月13日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い閲覧可能な台帳を変更し、及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 1 号議案

瀬戸市西陵地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市西陵地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市はぎの台 1 丁目 1 番地

西陵地域力推進協議会

会長 白濱富美江

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市西陵地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 2 号議案

瀬戸市品野台地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市品野台地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地

品野台地域力向上委員会

委員長 中島元己

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市品野台地域交流センターの指定管理者を
指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の
2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 3 号議案

瀬戸市水野地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市水野地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市中水野町 1 丁目 1 5 0 番地

水野地域力向上委員会

会長 大島隆司

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市水野地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 4 号議案

瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市指定ごみ袋を買い入れるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 買入物件 | 瀬戸市指定ごみ袋 |
| 2 | 形状、種類及び枚数 | 低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型マチ有り（ベロ付）） 1 0 枚 1 セット
燃えるごみ
4 5 リットル 3 , 9 5 0 , 0 0 0 枚
3 0 リットル 1 , 4 5 0 , 0 0 0 枚
2 0 リットル 3 2 5 , 0 0 0 枚
燃えないごみ
4 0 リットル 1 1 2 , 5 0 0 枚 |
| 3 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 3 8 , 8 9 6 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買入先 | 犬山市大字羽黒字向浦 3 9 番地 2 1
株式会社ユイテック名古屋営業所
所長 瀧川浩二 |

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 5 号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章から第 3 章の 2 まで <省略> <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8 ・ 第 2 9 条の 9）</u> 第 4 章から第 7 章まで <省略> 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限） 第 2 9 条 火災に関する警報（法第 2 2 条第 3 項 に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ 。）が発せられた場合における火の使用につい ては、次に定めるところによらなければならない。 (1)から(6)まで <省略> (住宅における火災予防の推進)	目次 第 1 章から第 3 章の 2 まで <省略> 第 4 章から第 7 章まで <省略> 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限） 第 2 9 条 火災に関する警報が発せられた場合に おける火の使用については、次に定めるところ によらなければならない。 (1)から(6)まで <省略> <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、 出入口等を閉じて行うこと。</u> (住宅における火災予防の推進)

第29条の7 <省略> <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> 第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> 第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。 <u>(屋外催しに係る防火管理)</u> 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの	第29条の7 <省略> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの
---	--

(<u>第45条第1項</u>において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)から(6)まで <省略> 2 <省略> (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(<u>たき火を含む。</u>) (2)から(4)まで <省略> (5) 消防隊の通行その他<u>消火活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は露店の開設 (6) <省略> 2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	(<u>第45条</u>において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)から(6)まで <省略> 2 <省略> (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)から(4)まで <省略> (5) 消防隊の通行その他<u>消防活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は露店の開設 (6) <省略>
---	--

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報等を規定するに当たり、瀬戸市火災予防条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 6 号議案

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。

）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。

）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市菱野台 4 丁目 4 番の 2 菱野ウイングビル

特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ

代表 大秋恵子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 7 号議案

瀬戸市高齢者生きがい活動施設に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市高齢者生きがい活動施設

2 指定管理者となる団体

瀬戸市東権現町 5 1 番地

公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター

会長 林清

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市高齢者生きがい活動施設の指定管理者を
指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の
2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 8 号議案

瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市中水野町 2 丁目 7 5 8 番地

社会福祉法人瀬戸中央会

理事長 青山貴彦

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 8 9 号議案

瀬戸市自然児童遊園に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市自然児童遊園

2 指定管理者となる団体

瀬戸市菱野台 4 丁目 4 番の 3

特定非営利活動法人エム・トゥ・エム

理事長 服部悦子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市自然児童遊園の指定管理者を指定するに
当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の
規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 0 号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳 幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u> に掲 げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。	第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳 幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u> に掲げる行 為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第 1 7 条 <省略>	第 1 7 条 <省略>
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわ らず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康 診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査 をいう。同表において同じ。）</u> （以下この項に	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわ らず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以 下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診 断が行われた場合であって、当該健康診断が利 用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部</u>

において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断		利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	
乳幼児に対する健康診査		利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
3及び4　＜省略＞ （職員）		3及び4　＜省略＞ （職員）	
第23条　＜省略＞		第23条　＜省略＞	
2　家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。		2　家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	
(1)及び(2)　＜省略＞		(1)及び(2)　＜省略＞	

3 <省略> (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2及び3 <省略> (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2及び3 <省略> (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は</u>	3 <省略> (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2及び3 <省略> (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2及び3 <省略> (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所
--	---

<u>当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</u>	型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
2及び3　＜省略＞	2及び3　＜省略＞
（小規模型事業所内保育事業所の職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
2及び3　＜省略＞	2及び3　＜省略＞
附　則	附　則
（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）
第8条　当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型	第8条　当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下<u>この条において「小規模</u>

等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第9条 <省略> <u>2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u>	保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第9条 <省略>
---	---

(瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年瀬戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を

適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)から(4)まで <省略> 2 <省略> (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)から(4)まで <省略> 2 <省略> (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>
---	---

（瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所</u>にあつては、<u>保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略> (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に</u>掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略> (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に</u>掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年瀬戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員の基準)	第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員の基準)
第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）<u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</u>	第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</u>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 1 号議案

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター等を除く。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市福祉保健センター条例（平成 5 年瀬戸市条例第 1 1 号）第 2 条第 2 項に規定する施設のうち、瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。

2 指定管理者となる団体

瀬戸市川端町 1 丁目 3 1 番地

社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会

理事長 加藤勝之

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター等を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 2 号議案

小中学校指導者用タブレット端末一式の買入れについて

本市は、次の内容により小中学校指導者用タブレット端末一式を買い入れるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|---------|
| 1 | 買入物件 | 小中学校指導者用タブレット端末一式 | |
| 2 | 品名及び | タブレット端末本体 | 3 9 0 件 |
| | 件 数 | MDMライセンス | 3 9 0 件 |
| | | 画面保護フィルム | 3 9 0 件 |
| | | キーボード付きケース | 3 9 0 件 |
| | | スタイラスペン | 3 9 0 件 |
| 3 | 契約方法 | 随意契約 | |
| 4 | 買入価額 | 2 1 , 5 5 7 , 2 5 0 円 | |
| 5 | 買 入 先 | 名古屋市中区丸の内三丁目 1 8 番 2 8 号 | |
| | | 教育産業株式会社 | |
| | | 代表取締役 今枝伸保 | |

(理 由)

この案を提出するのは、小中学校指導者用タブレット端末一式の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 3 号議案

パルティセと市民交流センター条例の一部改正について

パルティセと市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

パルティセと市民交流センター条例の一部を改正する条例

パルティセと市民交流センター条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第 3 条 市民交流センターの開館時間は、<u>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>情報ライブラリー 午前 9 時から午後 8 時まで</u> (2) <u>前号に掲げる施設以外の施設 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで</u> 2 <省略> (休館日) 第 4 条 市民交流センターの休館日は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで</u> (2) <u>月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日</u> <u>に当たるときは、その翌日以降において、</u>	(開館時間) 第 3 条 市民交流センターの開館時間は、<u>午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとする。</u> 2 <省略> (休館日) 第 4 条 市民交流センターの休館日は、<u>1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までとする。</u>

<u>その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。)</u> (情報ライブラリーに限る。) 2 <省略>	2 <省略>
---	---------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、パルティセと市民交流センター内情報ライブラリーの開館時間及び休館日を変更するに当たり、パルティセと市民交流センター条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 4 号議案

尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

尾張東部（瀬戸）地域文化広場

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町 1 1 3 番地の 3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 川本雅之

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の指定管理者を
指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の
2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 5 号議案

瀬戸市定光寺野外活動センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市定光寺野外活動センター

2 指定管理者となる団体

豊田市松ケ枝町 3 丁目 3 0 番地

ホームックス株式会社

代表取締役 餅原幹也

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市定光寺野外活動センターの指定管理者を
指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の
2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 6 号議案

瀬戸市都市公園に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

瀬戸市都市公園

2 指定管理者となる団体

瀬戸市共栄通 2 丁目 7 2 番地

朝風造園株式会社

代表取締役 丸山洋一

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市都市公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 7 号議案

瀬戸市道路占用料条例の一部改正について

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 4 条関係）				別表（第 4 条関係）			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料	占用物件 の種類	区分	単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 <u>9 9 0</u>	法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 <u>9 5 0</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		
	第 1 種電話柱		<u>8 8 0</u>		第 1 種電話柱		<u>8 5 0</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		
	その他の柱類		<u>8 8</u>		その他の柱類		<u>8 5</u>
	<省略>				<省略>		
	路上に設ける変 圧器	1 個 1 年 につき	<u>8 6 0</u>		路上に設ける変 圧器	1 個 1 年 につき	<u>8 3 0</u>
	地下に設ける変 圧器	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>5 3 0</u>		地下に設ける変 圧器	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>5 1 0</u>
	変圧塔その他こ れに類するもの	1 個 1 年 につき	<u>1, 8 0 0</u>		変圧塔その他こ れに類するもの	1 個 1 年 につき	<u>1, 7 0 0</u>

	及び公衆電話所				及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び		<u>7 4 0</u>		郵便差出箱及び		<u>7 2 0</u>
	信書便差出箱				信書便差出箱		
	広告塔	表示面積	<u>2, 2 0 0</u>		広告塔	表示面積	<u>2, 4 0 0</u>
		1 平方メ				1 平方メ	
		ートル1				ートル1	
		年につき				年につき	
	その他のもの	占用面積	<u>1, 8 0 0</u>		その他のもの	占用面積	<u>1, 7 0 0</u>
		1 平方メ				1 平方メ	
		ートル1				ートル1	
		年につき				年につき	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 7</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 6</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>5 3</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>5 1</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>7 9</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>7 7</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1 1 0</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1 0 0</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1 6 0</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1 5 0</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2 1 0</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2 0 0</u>
	外径が0.4メ		<u>3 7 0</u>		外径が0.4メ		<u>3 6 0</u>

		一メートル以上0.7メートル未満のもの				一メートル以上0.7メートル未満のもの					
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			530	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			510		
		外径が1メートル以上のもの			1,100	外径が1メートル以上のもの			1,000		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行設備	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<省略>	18	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行設備	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<省略>	17
		<省略>						<省略>			
		その他のものに設けるもの	上空に1平方メートル1年につき	880		その他のものに設けるもの	上空に1平方メートル1年につき	850			
			地下に設けるもの	530			地下に設けるもの	510			
		その他のもの		1,800		その他のもの		1,700			
法第32条第1項第4号に			占用面積1平方メートル1	1,800		法第32条第1項第4号に			占用面積1平方メートル1	1,700	

掲げる施設		年につき		掲げる施設		年につき	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メートル 年につき	1, 100 660 1, 800	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メートル 年につき	1, 200 710 1, 700
	その他のもの				その他のもの		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル 日につき	22	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル 日につき	24
	その他のもの	占用面積 1平方メートル 1月につき	220		その他のもの	占用面積 1平方メートル 1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一時的に設けるものを除く。）	表示面積 1平方メートル 月につき	220	令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一時的に設けるものを除く。）	表示面積 1平方メートル 月につき	240
	その他のもの	表示面積 1平方メートル 年につき	2, 200		その他のもの	表示面積 1平方メートル 年につき	2, 400
<省略>				<省略>			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日 につき	22	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日 につき	24
	その他のもの	1本1月 につき	220		その他のもの	1本1月 につき	240
幕（令第	祭礼、その面積		22	幕（令第	祭礼、その面積		24

	7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他に設けるもの	1平方メートル1日につき			7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他に設けるもの	1平方メートル1日につき	
		その他	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			その他	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他		<u>1,100</u>			その他		<u>1,200</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			占有面積1平方メートル1月につき	<u>180</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物			占有面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第15号に掲げる			占有面積1平方メートル1	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額					

施設		年につき					
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和 4 3 年愛知県条例第 8 号）の一部改正を考慮し、道路占用に係る占用料を改定するに当たり、瀬戸市道路占用料条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 8 号議案

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成 5 年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 7 条関係）				別表第 1（第 7 条関係）			
種類	単位	占用料		種類	単位	占用料	
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第 1 種電柱 につき	1 本 1 年	円 <u>990</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第 1 種電柱 につき	1 本 1 年	円 <u>950</u>
<省略>			<省略>	<省略>			<省略>
第 1 種電話柱			<u>880</u>	第 1 種電話柱			<u>850</u>
<省略>			<省略>	<省略>			<省略>
その他の柱類			<u>88</u>	その他の柱類			<u>85</u>
<省略>				<省略>			
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートル1年につき	<u>37</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>53</u>		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>51</u>

		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メー トル未満のも の	<u>7 9</u>			外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メー トル未満のも の	<u>7 7</u>
		外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メー トル未満のも の	<u>1 1 0</u>			外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メー トル未満のも の	<u>1 0 0</u>
		外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メート ル未満のもの	<u>1 6 0</u>			外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メート ル未満のもの	<u>1 5 0</u>
		外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メート ル未満のもの	<u>2 1 0</u>			外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メート ル未満のもの	<u>2 0 0</u>
		外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メート ル未満のもの	<u>3 7 0</u>			外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メート ル未満のもの	<u>3 6 0</u>
		外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未 満のもの	<u>5 3 0</u>			外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未 満のもの	<u>5 1 0</u>
		外径が 1 メー トル以上のも の	<u>1, 1 0 0</u>			外径が 1 メー トル以上のも の	<u>1, 0 0 0</u>
令第 7 条第 4 号に掲げる 工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき		<u>2 2 0</u>	令第 7 条第 4 号に掲げる 工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき		<u>2 4 0</u>
その他公共用物を占用す る場合	占用面積 1 平方メ		<u>1, 8 0 0</u>	その他公共用物を占用す る場合	占用面積 1 平方メ		<u>1, 7 0 0</u>

	一トル1 年につき			一トル1 年につき	
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に徴収する占用料等に適用し、同日前に徴収する占用料等については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和 4 3 年愛知県条例第 8 号）の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 9 号）及び瀬戸市河川管理条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 8 号）との整合を図るに当たり、瀬戸市公共用物の管理に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 9 9 号議案

瀬戸市河川管理条例の一部改正について

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2 土地占用料（第 5 条関係）				別表第 2 土地占用料（第 5 条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>				<省略>			
柱類及び塔類を設置して 占用する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	<u>9 9 0</u>	柱類及び塔類を設置して 占用する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	<u>9 5 0</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		
	第 1 種電話柱		<u>8 8 0</u>		第 1 種電話柱		<u>8 5 0</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		
	その他の柱類		<u>8 8</u>		その他の柱類		<u>8 5</u>
	<省略>		<省略>				
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和8年4月1日以後に徴収する土地占用料に適用し、同日前に徴収する土地占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、愛知県流水占用料等徴収条例（平成12年愛知県条例第13号）の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）との整合を図るに当たり、瀬戸市河川管理条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 0 0 号議案

駐車場に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

- (1) 宮川駐車場
- (2) 瀬戸市駅前駐車場
- (3) 東横山駐車場
- (4) 瀬戸口駅北駐車場

2 指定管理者となる団体

名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 1 1 号

株式会社日本メカトロニクス

代表取締役社長 北村博人

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及び瀬戸口駅北駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 0 1 号議案

瀬戸市火入れに関する条例の一部改正について

瀬戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市火入れに関する条例（昭和 5 9 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(火入れの制限) 第 1 1 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、乾燥注意報又は瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 2 9 条に定める火災に関する警報若しくは同条例第 2 9 条の 8 に定める林野火災に関する注意報</u> （以下「強風注意報等」という。）が発令されたときは、火入れを行ってはならない。	(火入れの制限) 第 1 1 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報若しくは乾燥注意報又は瀬戸市火災予防規則（平成 4 年瀬戸市規則第 1 9 号）第 3 条に定める火災に関する警報</u> （以下「強風注意報等」という。）が発令されたときは、火入れを行ってはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、林野火災対策を推進するため、林野火災に関する注意報が発令された際の対応を規定するに当たり、瀬戸市火入れに関す

る条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 0 2 号議案

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）

2 指定管理者となる団体

富山県富山市湊入船町 3 番 3 0 号

株式会社ジェック経営コンサルタント

代表取締役 山瀬孝

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 0 3 号議案

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 施設の名称

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市品野町 1 丁目 1 2 6 番地の 1

道の駅瀬戸しなの株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

この案を提出するのは、道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 0 4 号議案

瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(水道使用者等の届出義務) 第 2 4 条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) <省略> (2) <省略> (料金) 第 3 0 条 料金は、 <u>次の表に定めるところにより算定した基本料金の額及び従量料金の額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</u>	(水道使用者等の届出義務) 第 2 4 条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) <省略> (2) <u>用途を変更するとき。</u> (3) <省略> (料金) 第 3 0 条 料金は、 <u>給水料及びメーター使用料とする。</u> (1) <u>給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</u>

基本料金		従量料金	種別及 び用途	基本料金		超過料金		備考
メーターの口 径	料金	(1立方メートルに つき)		(1月につき)		(1立方メート ルにつき)		
	(1月につき)			基本水 量	金額	超過水 量	金額	
ミリメートル	円	10立方メートルま	家庭用	立方メ	円	立方メ	円	一般家庭 用
13	1,015	で 60円		ートル		ートル	155	
20	1,245	10立方メートルを		10	975	10ま		
25	1,370	超え20立方メート				で		
40	1,495	ルまで 200円				10を	200	
50	4,160	20立方メートルを				超え4		
75	6,545	超え50立方メート				0まで		
100	6,930	ルまで 270円				40を	255	
150	14,825	50立方メートルを	営業用	10	975	10ま	170	官公署、 学校、病 院、工場 、事務所 及び次欄 に属しな い営業に 使用する もの
		超え100立方メー				で		
		トルまで 320円				10を	210	
		100立方メートル				超え4		
		を超えるもの 35				0まで		
		0円				40を	255	
						超え9		
						0まで		
			湯屋営	10	755	二	80	一般公衆 浴場に使 用するも の
			業用					
			娯楽用	10	2,020	二	280	噴水、滝 、園地そ の他娯楽 に使用す るもの

臨時・ 散水用	1 0	1, 2 9 5	1 0 ま で 1 0 を 超え 4 0 ま 4 0 を 超え 9 0 ま 9 0 を 超える もの	1 7 0 2 1 0 2 5 5 2 8 0	建設工事 、散水そ の他一時 的に使用 するもの
私設共 用	1 0	6 7 5	1 0 ま で 1 0 を 超える もの	1 3 5 1 7 5	

(2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

口径	金額（1 個 1 月につき）
ミリメートル	円
1 3	4 0
2 0	5 0
2 5	8 0
4 0	1 6 0
5 0	3 6 0
7 5	5 0 0
1 0 0	6 0 0
1 5 0	1, 9 0 0

（最低使用水量）

第 3 1 条 削除

第 3 1 条 最低使用水量は、基本料金の水量とし、1 給水装置の 1 月の使用水量が、前条第 1 号に定める基本料金の水量に満たない場合であっても、基本料金の水量まで使用したものとして

(使用水量の認定) 第33条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。 (1) <省略> (2) <省略> (特別な場合における料金の算定) 第35条 月の中途において、水道の使用を開始し若しくは廃止し又は中止したときの料金は、次のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> 2 前項第1号の場合において、使用水量が最低使用水量の2分の1を<u>超える</u>ときは、その<u>超える部分</u>は、超過料金として同号の料金に加算する。 3 月の中途において、<u>メーターの口径</u>に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>口径の料金</u>を適用して算定する。<u>ただし、使用日数が同じであるときは、変更後のメーターの口径に従う。</u> <u>。</u> (料金算定基準の認定) 第37条 <u>使用者が届け出た料金の算定基準となる事項</u>が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。	<u>計算する。</u> (使用水量<u>及び用途</u>の認定) 第33条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量<u>及びその用途</u>を認定する。 (1) <省略> (2) <u>料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。</u> (3) <省略> (特別な場合における料金の算定) 第35条 月の中途において、水道の使用を開始し<u>もしくは廃止しまたは中止した</u>ときの料金は、次のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> 2 前項第1号の場合において、使用水量が最低使用水量の2分の1を<u>こえる</u>ときは、その<u>こえる部分</u>は、超過料金として同号の料金に加算する。 3 月の中途において、<u>その用途</u>に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>料率</u>を適用して算定する。 (用途<u>その他の</u>認定) 第37条 <u>用途その他算定基準の届け出</u>が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）

第 30 条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用で、同日前までの使用水量に係る料金が含まれる場合については、なお従前の例による。

（令和 10 年 3 月分までの料金に関する特例）

- 3 令和 10 年 3 月分までの料金については、改正後の条例第 30 条の表の規定にかかわらず、「10 立方メートルまで 60 円」とあるのは「10 立方メートルまで 0 円」とする。

（理 由）

この案を提出するのは、水道事業の健全な経営を維持し、安全で安心な水を安定して供給するため、水道料金及び料金体系を改定するに当たり、瀬戸市水道事業給水条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。